⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限　令和３年11月25日（木）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　書留郵便等又は電子メール。（提出期限までに必着）
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限　令和４年１月31日（月）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　上記⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　必要。
⑶　契約書作成の要否　必要。
⑷　前金払の有無　有。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。
⑹　技術提案書のヒアリングを行う。
⑺　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement design of Kurinokigawa River Bridge KAN-ETSU Expressway
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 25 November 2021
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 31 January 2022
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshimine Toru, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Ichihara Noboru, Deputy Manager of a Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1—11—20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330—0854 TEL : 048—631—0020

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和３年11月10日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　前田　信弘
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　（修費）都心環状線（銀座・京橋出入口付近）の更新における跨道橋・擁壁概算設計及び新京橋連結路（地下）整備計画における半地下構造・開削トンネル構造施工法検討
⑶　業務内容　本業務は、都心環状線（銀座・京橋出入口付近）更新区間における跨道橋・擁壁の概算設計及び新京橋連結路（地下）整備計画における半地下構造・開削トンネルの構造施工法検討を実施するものである。
＜業務内容＞
①　更新擁壁構造の概算設計及び施工法検討
②　跨道橋梁構造の概算設計及び施工法検討
③　公園橋構造の概算設計及び施工法検討
④　半地下構造・開削トンネル構造の構造検討及び施工法検討
⑤　近接施工影響検討
⑥　３次元モデル作成
⑦　全体施工計画図及び概略工程表の作成
⑧　工事資料作成
⑷　履行期間　契約締結日の翌日から510日間
⑸　その他
①　本業務は、提出された参加資格確認資料及び技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。
②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。
③　技術提案書は、持参又は郵送により提出すること。
④　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における令和３・４年度競争参加資格の「道路設計」の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項１⑾イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
⑷　業務実施上の条件
①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、平成23年度以降に都市部（ＤＩＤ※1相当）において、下記全ての業務を完了した実績を有すること。
１）既設道路擁壁の更新又は改築の実施設計※2又は概算設計※3
２）既設道路擁壁の更新又は改築の施工計画検討
３）既設跨道橋の架替の実施設計又は概算設計
４）既設跨道橋の架替の施工計画検討
５）開削工法による道路トンネル（矩形）の実施設計又は概算設計
６）開削工法による道路トンネル（矩形）の施工計画検討
なお、１）から６）は、同一業務である必要はない。
また、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
※１　ＤＩＤとは、人口集中地区のこと。人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度１平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域
※２　実施設計とは、首都高速道路における「実施設計」又は国土交通省における「詳細設計」と同等の業務であり、発注機関には拘らない。
※３　概算設計とは、首都高速道路における「概算設計」又は国土交通省における「予備設計」と同等の業務であり、発注機関には拘らない。
②　予定管理技術者に必要とされる要件
イ　技術者資格　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。
ロ　業務実績　平成23年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
同種業務：既設跨道橋の架替の実施設計又は概算設計
類似業務：跨道橋の新設の実施設計又は概算設計